第3号様式(差押調書)(動産、有価証券用)

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 差押調書 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年　　月　　日  小野町長　氏名  下記のとおり滞納金額を徴収するため財産を差押えます。  なお、国税徴収法第142条の規定により下記のとおり捜索しました。この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、小野町長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。  　また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、小野町を被告として（訴訟において小野町を代表する者は、小野町長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。  (1)　審査請求をした日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。  (2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  (3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 滞納者 | 住(居)所 | | | |  | | | | | | | | | | | |
| 氏名 | | | |  | | | | | | | | | | | |
| 滞納金額 | 年度 | | 税目 | 期別 | | 納期限 | | 税額 | | 督促手数料 | 延滞金額 | | | | | 備考 |
|  |  | |  |  | |  | | 円 | | 円 | 地方税法による金額 | | | | 円 |  |
|  |  | |  |  | |  | |  | |  |  | | | | |  |
|  |  | |  |  | |  | |  | |  |  | | | | |  |
| 在  性質及び所  名称、数量、  差押財産 |  | | | | | | | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | | | | | | | |
| 滞納処分のため捜索した場所又は物 | |  | | | | | 捜索日時 | | 年　月　日 | | | 午  午 | 前  後  前  後 | 時　分から  　時　分まで | | |
| 上記の捜索に立ち会い差押調書謄本を受領しました。  　　　　　　　(　　　　　　　　)  　　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　立会人(滞納者との関係)　㊞ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 差押調書謄本を受領しました。なお、上記差押財産は通知のあるまで無償で保管します。  　　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上記差押財産の保管を命じます。  　　　　　　　　年　　月　　日  小野町長　　　　　　　　印 | | | | | | | | | | | | | | | | |

備考　「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書の作成の日までのものです。

記載要領

一　この調書は、国税徴収法第54条第1号に掲げる動産または有価証券を、同法第56条第1項の規定により差し押えた場合に作成する。

二　「滞納処分のため捜索した場所又は物」欄の記載要領は第4号様式の「捜索調書」記載要領の2と同様である。

三　「上記の捜索に立ち合い差押調書謄本を受領しました。」の文言のある欄の(　)内には、捜索を受けた者と捜索に立ち合い差押調書謄本を受領した者との続柄または関係を記載する。

四　「差押調書謄本(捜索を受けた者あて)を受領しました。」の文言のある欄の(　)内には、捜索の立会人と捜索を受けた者とが異なる場合に、捜索を受けた者と捜索を受けた者に交付すべき差押調書謄本を受領した者との続柄又は関係を記載する。

五　差押財産を契約により第三者に保管させる場合においては、最下欄の文言を「上記財産は、通知のあるまで無償で保管します。」等と訂正し、またはその文言を欄外に記載して保管者の署名(記名を含む。)押印を求める。

六　差押財産を差し押えた後ただちに搬出し、第6号様式の「差押財産搬出調書」を作成しない場合には、徴収規則第6条第2項の規定により、その旨を適宜な箇所に記載する。

(注)　第二次納税義務者(保証人を含む。)の財産を差し押えた場合、法第14条の18第3項の規定により、譲渡担保財産を差し押えた場合および国税徴収法第159条第1項の規定により、保全差押をした場合には必要に応じて適宜この様式を補正し使用してさしつかえない。

七　国税徴収法第142条の規定による捜索を行わなかつたときは、捜索した旨の文言を抹消する。